

19高障害第2046号

平成20年3月24日

各課室長
各出先機関長
教育長
警察本部長
議会事務局長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長

様

健康福祉部長
会計管理局長

障害者支援施設等^{注1}による製作物品及び提供役務の利用について（依頼）

このことについて、平成18年4月から施行されている障害者自立支援法において、障害者支援施設等における就労支援（授産）事業を通じた障害のある方の収入（工賃^{注2}）の水準向上について、積極的に推進していくこととされています。

また、平成20年3月に地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（3号随意契約）が改正され、県が随意契約することができる場合に、障害者支援施設等からの役務の提供を受ける契約が追加されました。

このため、今回、県における随意契約による物品調達等の際の参考として、県内の障害者支援施設等による製作物品及び提供役務について、別紙のとおり取りまとめました。

予定価格が30万円を超えない随意契約の場合は、複数の者から見積書を徴する必要がないとされていますので、特に積極的な利用をお願いします。

障害者支援施設等における就労支援（授産）事業が安定的に運営されることによって、利用者である障害のある方の収入の水準を改善することができるよう支援をお願いします。

- 障害者支援施設等に関する問い合わせ
健康福祉部障害福祉課 障害者就労支援チーム 谷脇（浅野）
TEL (088) 823-9560
- 随意契約の事務に関する問い合わせ
会計管理局会計企画課 会計・契約支援担当
TEL (088) 823-9093

注1 障害者支援施設のほか、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う施設を指し、経過措置として更生施設、授産施設、福祉工場を含みます。

注2 障害者支援施設等を利用している障害のある方が、当該施設における就労支援（授産）事業を通じて得る収入のことを「工賃」といいます。

なお、平成18年度における県内の就労支援（授産）施設等から障害者に支払われた工賃の月額平均（1日5時間、月20日間作業すると仮定して算出）は、16,013円です。